

第 515 回 福井地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日時 令和 6 年 8 月 27 日 (火) 10:00～11:40
- 2 場所 福井春山合同庁舎 1 階 第一共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 4 名 (定数 5 名)
労働者代表委員 5 名 (定数 5 名)
使用者代表委員 5 名 (定数 5 名)
- 4 議題
 - (1) 令和 6 年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
 - (2) 令和 6 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
 - ・ 全員協議会による特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討 (紡績業, 化学繊維、織物染色整理業) (繊維機械、金属加工機械製造業)
 - (3) その他

5 議事要旨

議題 (1) について

福井市在住、使用者 (個人) から異議申立 1 件があったため、福井労働局長から、福井地方最低賃金審議会会長宛て「令和 6 年度地域別最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」が諮問された。

事務局から、「第 503 回審議会答申 (付帯事項) に係る対応状況」(6 月 3 日、第 510 回審議会資料)、「中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等」(7 月 30 日、第 512 回審議会資料) を基に、各種支援策の状況について、以下の説明を行った (第 515 回審議会参考資料)。

- ・厚生労働省では令和 5 年 9 月に業務改善助成金の対象事業場の拡大等の拡充を行い県内の申請件数は大きく伸びた。福井労働局では「キャリアアップ助成金賃金規定等改定コース」の周知を積極的に行い、計画書提出件数は大きく伸びた。あわせて、「年収の壁」対策としてのコースが新設され県内においても利用された。また、福井労働局では、近畿経済産業局、福井県、県内労使関係団体等と連携し、共同宣言を

- 締結した。それぞれの持つ施策について連携し、現在も推進している。
- ・福井県では、県独自の支援策を設け、国の業務改善助成金への上乗せ補助や、助成金利用が推進されるよう伴走型支援を実施した。
 - ・事業者への相談支援は、働き方改革推進支援センターと、上記伴走型支援が福井県社会保険労務士会により受託、運営され、両支援策が一体となって運用された。かつ、よろず支援拠点との連携により、効果的なものとなった。価格適正化では、パートナーシップ構築宣言の登録は、福井県の支援策の利用に当たって登録を要件としたこともあり、登録件数は比較的堅調である。
 - ・利用件数について、業務改善助成金は、申請件数が前年比 2.7 倍、交付決定額が 2 億 8 千万円余りで 3.6 倍。キャリアアップ助成金のうち年収の壁対策の「社会保険適用時処遇改善コース」は 3 月末時点で 69 件、取組開始予定労働者数は 3 年度計で 518 人。「賃金規定等改定コース」は、計画書提出件数が令和 4 年度 15 件から令和 5 年度 134 件へと大きく伸びた。支給決定件数は 6 か月分の賃金支払い実績を伴うため、本年度に入ってから支給決定されるもの。「正社員化コース」は計画書提出件数が同じく 150 件から 285 件へ伸びた（第 515 回審議会資料 5 頁～7 頁参照）。
 - ・本年 8 月 19 日以降、県内の各団体に各支援策の周知について協力要請。同資料 9 頁～18 頁のリーフレット類を、末端の事業者まで行き届くようメール配信等できる資料を作成し、協力依頼済。あわせて、就労継続支援 A 型事業所等の個別事業所に対し、同様の案内を郵送し、支援策の利用を勧奨済（515 回審議会資料 8 頁～参照）。
 - ・各種支援策の実効性について、労働局のホームページから審議会資料を全て読み込んでいただくというのは困難なので、今回、参考資料に資料をまとめて提示し、説明の議事要旨を公表させていただくことにより、異議申出人に答えたい。

公益委員側からは、

- ・異議申出内容は、「支援策の実施状況について検討確認」、「法定の発効日の再度審議」である。支援策は、事務局から実施状況及び利用状況について詳しく説明があった。
- ・発効日は、内容と周知徹底度ともリンクするが、現時点において法律制度に基づき発効日を指定している。今回の異議の内容について、既に行った審議会の決定内容について、変更するまでのものではない。旨の発言があった。

労働者代表委員側からは、

- ・本年度の引上げは過去最高で目安にプラスアルファという中、使用者からの異議申出が提出されたことについては理解できる。しかし、引上額に対する意見申出ではないので、金額の引上げについては、御理解いただいていると考える。
- ・審議の中で、賃金支払能力は使用者側から指摘いただき審議した。異議申出書には、考慮されていないおそれとあるが、審議会では考慮されていると考える。支援策についても、一昨年に比べ昨年の助成金の申請件数は伸び、効果が出てきていると考える。

旨の発言があった。

使用者代表委員側からは、

- ・各種施策の実効性についての説明は難しいところがあるが、支援策については、事務局から適切に説明をしてほしい。
- ・今回、使用者の方から賃金の支払能力という観点で異議申出書が出されたことは過去になかったことと思われ、審議会として重く受け止めるべきである。審議会が世の中から注目され、事業者にも大きな影響を与えていることを改めて認識いただきたい。

旨の発言があった。

以上のとおり、異議申出に対して審議した。

公益委員側から、

「福井地方最低賃金審議会として、令和6年8月9日付の審議会の答申のとおり、決定することが適当であると答申したい。」

旨が示され、採決を行ったところ、賛成多数により決定した。

上記決定に基づく答申文を作成・確認し、福井労働局長に対し答申した。

議題（2）について

事務局からは、下記のとおり説明を行った。

- ・特定最低賃金は、最低賃金法第16条により地域別最低賃金（福井県最低賃金）を上回る金額とされている。
- ・改正の申出がなされた特定最低賃金については、申出に係る労働協約

のうちの最低額が、今回の実質的な金額改正の上限額となる。

- ・特定最低賃金の金額改正に関する必要性の審議については、最低賃金審議会による全会一致の議決が必要。

改正の申出のあった4業種のうち、次の2業種について審議した。

ア 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の審議

労働者代表委員側からは、提出資料を基に、繊維産業の特徴、国内の市場規模、組合の考え方、優れた技術を発揮できる人材の確保・育成をして産業発展につなげていく必要であること等の説明等を含め、改正決定に関する申出の趣旨説明があった。

- ・使用者側に、特定最低賃金の利益という役割を十分意識をいただきたい。

旨の発言があった。

使用者代表委員側からは、

- ・人材育成は大事であるが、賃加工から土木関係の繊維、車のシート等、高機能な繊維製品を作っている会社もあり、一概に繊維業界を評価するのは難しい状況にある。
- ・特定最低賃金制度は、地域最低賃金を補完する制度と認識している。地域別最低賃金の53円引上げが見込まれ、それ以上に繊維業について上乗せする必要があるか疑問である。地域別最低賃金の引上げ率が5.69%であるが、経営者協会の賃金改定状況調査結果によれば、大企業を含む繊維業界の引上率は3.22%である。

旨の発言があった。

イ 繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の審議

労働者代表委員側からは、提出資料に基づき、当該産業の状況、賃金の改定状況、特定最低賃金（一般機械）の動向、影響率、他県の情報等を含め、改正決定に関する申出の趣旨説明があった。

使用者代表委員側からは、

- ・ほかの産業を牽引する、交渉力のない労働者を救済するというような特定最低賃金の従来の役割は小さくなってきており、地域別最低賃金自体がその役割を担うようになってきている。
- ・労働者代表委員側の説明の趣旨は分かるが、今回地域別最低賃金が53

円も引上げられる見込みのため、少なくとも今年度について、引上げは困難ではなかろうか。

- ・他県の地域別最低賃金の答申状況を見ても、目安Bランクの県のうち元々Dランクであった島根、愛媛を除くと、目安同額の50円か51円乃至52円の引上げであり、当県の53円は唯一であることも踏まえる必要がある。
- ・労働者代表委員側から影響率の説明で規模別合計の数字で説明があったが、規模別で見ると小規模ほど影響率が高くなっている。

旨の発言あった。

議題（3）について

特になし。